

102 号事件

第1 審査会の結論

- 1 非開示となった部分中、以下の部分は、開示すべきである。

平成 29 年 12 月 26 日付相談受付票の「問題行為」の記載中、「・いつ」「・どこで」「・どのように」「・他者に対しても同様の言動はあるか」「・現在の状況」という文言

- 2 その余についての実施機関の判断は妥当である。

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

- 1 公文書開示請求

審査請求人は、平成 30 年 5 月 1 日、一昨年発生したパワハラ事件の一斉の文書の開示請求を行った。

- 2 同年 5 月 14 日、実施機関は、請求文書について部分開示決定を行った。

- 3 同年 8 月 3 日、審査請求人は、公文書開示請求時の請求文書のうち、下記文書に限定して審査請求を行った。審査請求の理由は、部分開示された文書では、パワハラ事件があったか否かが分からない、ということであった。

① 相談受付票 2 枚

② 職員懲戒審査委員会 記録 4 枚

- 4 同年 8 月 21 日、実施機関は、審査請求時に限定された上記①②の文書について開示部分を追加する公文書部分開示決定を行った。

- 5 4 の決定に対し、審査請求人は、同年 8 月 3 日付けの審査請求および理由を維持した。

第3 実施機関の弁明の要旨

- 1 開示内容で、「パワハラ事件」があったこと自体は十分わかりえる。
- 2 桑名市情報公開条例（以下「条例」という）第 7 条第 2 号の該当性について

- (1) 「相談受付票」

イ 「相談者」の氏名、所属及び連絡先、「行為者」の氏名について

条例第 7 条第 2 号の個人識別情報にあたるから開示できない。

ロ 「問題行為」、「相談者の感情・対応」、「第三者・目撃者」、「他者への相談」、「相談者の意向」および「相談者の心身の状況」について

他の情報と組み合わせることによって、個人を識別できる可能性がある。また、少なくとも個人利益侵害情報に該当すると判断されるので、開示できない。

ハ 条例第7条第2号の但し書き該当性について

懲戒処分に関する情報については、公領域情報とは言えないから、ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、懲戒処分の対象になった行為は、被処分者に分任された職務の遂行にかかる情報とは言えないから、ただし書ウには該当しない。

(2)「職員懲戒審査委員会 記録」

上記記録の出席者の発言の中には、被処分者及び非違行為の相手方の言動や日常の勤務態度に関する評価などについて言及するものがある。また、被処分者の役職及び氏名に言及するものもある。これらは、個人識別情報又は個人利益侵害情報に該当し、かつ、条例第7条第2号ただし書には該当しない。よって、非開示とすべきである。

3 条例第7条第5号の該当性について

(1)「職員懲戒審査委員会 記録」

上記記録は、桑名市職員懲戒審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という）における審査の経過等を記録したものであり、非開示部分は、懲戒審査委員会における意見交換の具体的内容が記載されている部分であるところ、これが公にされれば、審査委員は、種々の外部からの影響を考慮するあまり、率直な意見を述べることを躊躇する蓋然性が高く、懲戒審査委員会における意思決定、および、これを踏まえて行われる市長の意思決定の中立性にも疑いが生じる可能性があるから、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

加えて、懲戒審査委員会における意思決定、市長の意思決定が適正でなければ、相談者及び被処分者に対して不利益を及ぼすおそれがある。

よって、非開示とされるべきである。

(2)「相談受付票」

「相談受付票」は、相談者の任意の協力によって作成することができるものであり、非開示部分は、秘密にすることを前提に取得した情報である。公にされれば、相談者の十分な協力が得られず、懲戒審査委員会における審査に必要な情報が十分に収集できなくなるため、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

よって、非開示とされるべきである。

4 条例第7条第6号エの該当性について

懲戒処分に関する事務は、条例第7条第6号エに規定する「人事管理に関する事務」に該当するものである。「相談受付票」および「職員懲戒審査委員会 記録」の非開示部分が公になると、懲戒審査委員会における審査に必要な資料収集、率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、今後の懲戒処分に関する事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると言えるので、条例第7条第6号エに該当する。よって、非開示とされるべきである。

5 公益上の理由による裁量的開示について

開示により、懲戒処分に関する事務を含む行政の透明性や懲戒処分に関する事務の適正性の確保に資する面があるとは言えるが、他方、全面開示により、個人のプライバシーが侵害されるおそれがあり、かつ、審議等の適正性が侵害されるおそれ、さらには公正かつ円滑な人事の確保に支障をおよぼすおそれがあるため、開示によって生ずる不利益は極めて大きい。よって、非開示とすることによる利益よりも、開示することによる利益の方が上回ると認めることができず、裁量的開示ができる場合には該当しない。

第4 審査会の判断

1 審査請求人の請求理由について

審査請求人の審査請求理由は、実施機関の開示内容では、国民の知る権利が充足されないということであると思料される。

知る権利は、言うまでもなく、人権体系の中で優越的地位に立つ中核的権利であるが、同様に個人の尊厳・幸福追求権に包括されるプライバシーの権利も人権体系の中で優越的な地位に立つ中核的権利である。情報公開制度は、行政機関が保有する情報について、公開を原則としているものの、個人情報是不開示情報としているのは、基本的な人権相互の調整を図るためであることは多言を要しない。

また、行政目的を適正に遂行することも憲法上の公共の利益に該当するものであり、プライバシー権の保護や他の適正な公共の利益とのバランスのもと、情報公開制度—情報公開条例が成り立っている。条例上の非開示情報に該当すれば、非開示となることはやむを得ない。

当審査会は、桑名市情報公開条例に基づき、実施機関の行った部分開示が取り消されるべきものであるかを判断するものであり、本件部分開示によりパワハラ事件があったか否かがわかるか否かは、審査会の判断に影響を及ぼさない。

以下、実施機関の弁明項目ごとに判断する。

2 条例第7条第2号の該当性について

(1) 「相談受付票」

イ 「相談者」の氏名、所属及び連絡先、「行為者」の氏名について

条例第7条第2号の個人識別情報にあたることは明白であり、実施機関の判断は首肯できる。

ロ 「問題行為」、「相談者の感情・対応」、「第三者・目撃者」「他者への相談」、「相談者の意向」および「相談者の心身の状況」について

- ① 平成29年12月26日付けの相談受付票中の「問題行為」の記載のうちの「・いつ」「・どこで」「・どのように」「・他者に対しても同様の言動はあるか」「・現在の状況」という文言は、相談受付票のファイル・フォーマットに、行政機関側が初めから入力している文字であり、他の部分と分別できるので開示すべきである。

② これに対し、平成 30 年 1 月 16 日付けの相談受付票中の「問題行為」の記載については、相談者が、上記ファイル・フォーマットに入力された文字を編集しているため、相談者の作成文書と化しており、他の記載部分との分別が困難と判断する。

③ 上記 2 枚の「相談受付票」中の「問題行為」、「相談者の感情・対応」、「第三者・目撃者」「他者への相談」「相談者の意向」および「相談者の心身の状況」の各項目についての右側部分の記載は、相談者がいつ、どこで、どのような被害を受けたか等の具体的な相談内容、目撃者等に関する情報も記録されている。個人名が記録されている部分が非開示とされれば、直接的には個人を識別することはできないが、他の情報と組み合わせることによって、個人を識別できる可能性がある。

また、相談者及び関係者にとっては、通常他人に知られたくないプライバシー情報であり、個人利益侵害情報に該当する。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当する非開示情報であるとの実施機関の判断は首肯できる。

ハ 条例第 7 条第 2 号のただし書き該当性について

懲戒処分に関する情報については、公領域情報とは言えず、また懲戒処分の対象になった行為は職務の遂行に係る情報とは言えないため、ただし書ア、同ウに該当しないことは首肯できる。

(2)「職員懲戒審査委員会 記録」中、出席者の発言中の被処分者及び非違行為の相手方の言動、日常の勤務態度に関する評価、被処分者の役職、氏名について

上記記録の出席者の発言の中には、実施機関の弁明通り、被処分者及び非違行為の相手方の言動や日常の勤務態度に関する評価などについて言及するもの、被処分者の役職及び氏名に言及するものがある。これらは、個人識別情報又は個人利益侵害情報に該当し、かつ、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないので、非開示としたことは首肯できる。

3 条例第 7 条第 5 号の該当性について

(1)「職員懲戒審査委員会 記録」

① 「○本人の処分について」の【主な意見等】について

非開示とされた委員と事務局とのやりとりは、懲戒審査委員会における意見交換の具体的内容が記載されている部分である。これが公にされるとすれば、実施機関の弁明のとおり、審査委員は、種々の外部からの影響を考慮して、率直な意見を述べることを躊躇する蓋然性が高く、懲戒審査委員会における意思決定、ひいては市長の意思決定の中立性にも疑いが生じる可能性があるから、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。よって、相談者及び被処分者に対する不利益を及ぼすおそれを判断するまでもなく、非開示情報であるという実施機関の

判断は首肯できる。

② 【事務局案提示】及びその後の委員と事務局とのやりとりについて

この部分は、懲戒処分についての事務局案に対して、委員と事務局の意見交換の具体的内容が記載されている部分である。①と同じ理由により、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。よって、非開示情報であるという実施機関の判断は首肯できる。

③ 「(幹事) 発言」、「○上司の処分について」の【主な意見等】について

この部分は、上司に対する懲戒処分についての幹事提案に対して、委員と事務局の意見交換の具体的内容が記載されている部分である。①と同じ理由により、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。よって、非開示情報であるという実施機関の判断は首肯できる。

(2) 「相談受付票」

パワハラについての「相談受付票」の記載内容は、秘密にすることを前提に収集された情報であり、かつ他人には知られたくない情報である。公にされるとすれば、相談者の十分な協力が得られず、懲戒審査委員会における審査に必要な情報が十分に収集できなくなるため、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当することは明らかである。よって非開示とした実施機関の判断は首肯できる。

(3) 意思決定後の取扱い

意思決定後の取扱いについては、意思決定が終了すれば非公開とすべき理由は存在せず、条例第7条第6号該当性の問題に移行するとの見解も存するが、当審査会は当該見解を採用せず、将来審議が予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれ等も踏まえ、意思決定後の情報についても、本条本号該当性の問題であるとの見解を採用する（判例同旨）。

4 条例第7条第6号エの該当性について

懲戒処分に関する事務全般は、条例第7条第6号エに規定する「人事管理に関する事務に該当するものであるが、「相談受付票」および「職員懲戒審査委員会 記録」については、前記のとおり、条例第7条第5号に該当して非開示相当と判断されるので、条例第7条第6号エの該当性については、重ねての検討を要しない。

なお、当然ながら、意思決定過程ではなく、勤務評価・人事異動・昇格等の人事構想等に関する情報については、本条本号の該当性が問題となり得る。

5 公益上の理由による裁量的開示について

実施機関の弁明通り、開示によって生ずる不利益は極めて大きく、非開示とすることによる利益よりも、開示することによる利益の方が上回ると認めることはできない。よって、裁量的開示ができる場合には該当しないとの実施機関の判断は首肯できる。

6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 8 月 23 日	・ 実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
8 月 30 日	・ 審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
9 月 11 日	・ 審査請求人から意見書及び審査会出席届出書受理
9 月 25 日	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明の聴取 ・ 審議 (第 1 回審査)
10 月 12 日	・ 答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁護士
委 員	藤 本 直 記	税理士